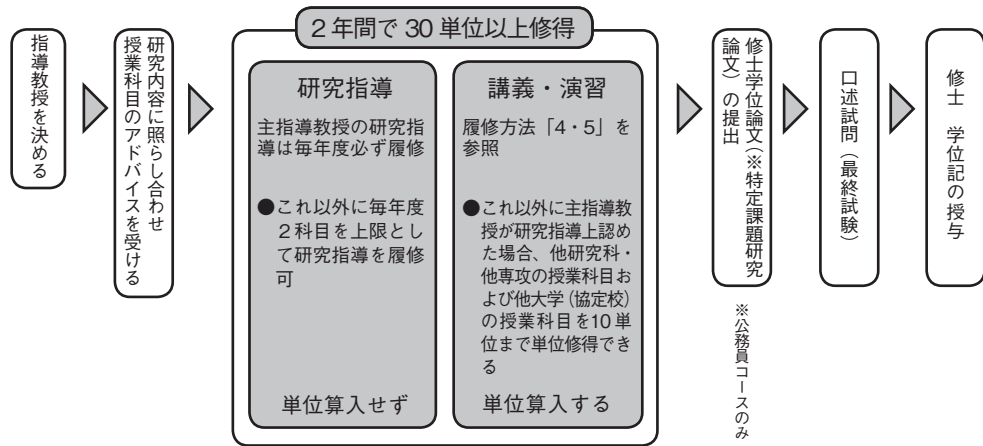


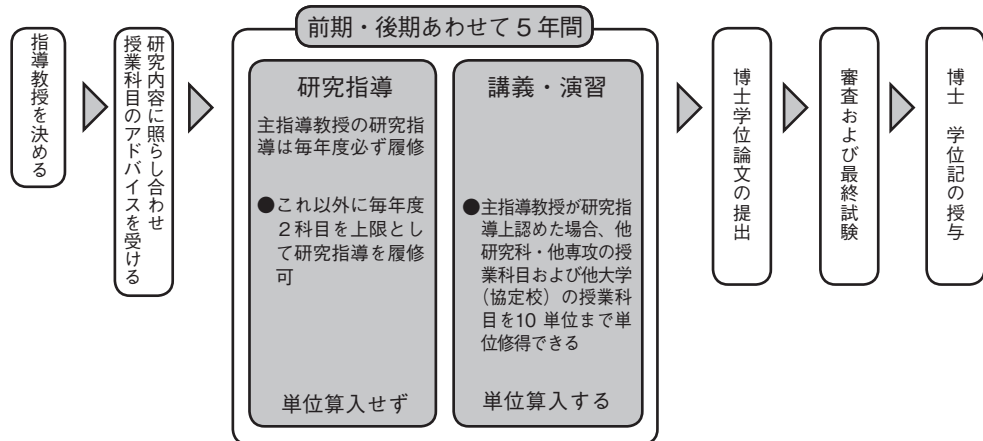
[法 学 研 究 科]

私 法 学 専 攻

前期課程 履修の流れ



後期課程 履修の流れ



私 法 学 専 攻

博士前期課程

授業科目・研究指導	講義・演習の別	単位	職 名	担当教員	備 考
民法特論Ⅰ	講義	4	教授	小林秀年	
民法特論Ⅱ	講義	4	教授	太矢一彦	
民法特論Ⅲ	講義	4	教授	芦野訓和	
民法特論Ⅳ	講義	4	教授	中村 恵	
民法演習Ⅰ	演習	4			本年度休講（隔年開講）
民法演習Ⅱ	演習	4	教授	熊田裕之	民法研究指導Ⅱと共通（隔年開講）
民法演習Ⅲ	演習	4	教授	芦野訓和	民法研究指導Ⅲと共通
民法演習Ⅳ	演習	4	教授	橋本昇二	民法研究指導Ⅳと共通
民法演習Ⅴ	演習	4	教授	太矢一彦	民法研究指導Ⅴと共通
商法特論Ⅰ	講義	4	非常勤講師	周 劍龍	
商法特論Ⅱ	講義	4	教授	遠藤喜佳	
商法特論Ⅲ	講義	4	教授	井上貴也	
商法演習Ⅰ	演習	4	教授	藤村知己	商法研究指導Ⅰと共通
商法演習Ⅱ	演習	4			本年度休講
商法演習Ⅲ	演習	4	教授	遠藤喜佳	商法研究指導Ⅲと共通
企業法演習	演習	4			本年度休講
会社法務特論	講義	4	教授	松井英樹	
民事訴訟法特論	講義	4	教授	清水 宏	
民事訴訟法演習Ⅰ	演習	4			本年度休講
民事訴訟法演習Ⅱ	演習	4	教授	坂本恵三	民事訴訟法研究指導Ⅱと共通
法哲学特論	講義	4			本年度休講
法制史特論	講義	4	教授（兼担）	後藤武秀	
外国法（英法）	講義	4	教授	今井雅子	
外国法（独法）	講義	4	教授（兼担）	名雪健二	
外国法（仏法）	講義	4	非常勤講師	矢澤昇治	
国際私法演習	演習	4			本年度休講
知的財産権法演習	演習	4			本年度休講
労働法特論	講義	4			本年度休講
労働法演習	演習	4	教授	鎌田耕一	労働法研究指導と共通
労災補償法演習	演習	4			本年度休講
経済法特論Ⅰ	講義	4			本年度休講
経済法特論Ⅱ	講義	4			本年度休講
経済法演習	演習	4	教授	多田英明	経済法研究指導と共通
建築関係法特論	講義	4	教授	大森文彦	
論文表現法	講義	4	非常勤講師	山本大二郎	
憲法演習Ⅰ	演習	4			本年度休講
憲法演習Ⅱ	演習	4	教授（兼担）	名雪健二	
憲法演習Ⅲ	演習	4	教授（兼担）	宮原 均	
英書講読	講義	4	教授	山下りえ子	
行政法特論	講義	4	非常勤講師（兼担）	山下清兵衛	
経済原論特論	講義	4	非常勤講師	中野 宏	
刑法演習Ⅰ	演習	4	教授（兼担）	萩原 滋	
刑法演習Ⅱ	演習	4	教授（兼担）	武藤 眞朗	
刑事訴訟法演習	演習	4	客員教授（兼担）	川上拓一	
行政学演習	演習	4	教授（兼担）	沼田 良	
政治学特論	講義	4			本年度休講
政治学演習	演習	4	教授（兼担）	竹島博之	
破産法演習	演習	4	教授	櫻本正樹	破産法研究指導と共通

授業科目・研究指導	講義・演習の別	単位	職名	担当教員	備考
民法研究指導Ⅰ					本年度休講（隔年開講）
民法研究指導Ⅱ			教授	熊田裕之	（隔年開講）
民法研究指導Ⅲ			教授	芦野訓和	
民法研究指導Ⅳ			教授	橋本昇二	
民法研究指導Ⅴ			教授	太矢一彦	
商法研究指導Ⅰ			教授	藤村知己	
商法研究指導Ⅱ					本年度休講
商法研究指導Ⅲ			教授	遠藤喜佳	
民事訴訟法研究指導Ⅰ					本年度休講
民事訴訟法研究指導Ⅱ			教授	坂本恵三	
企業法研究指導					本年度休講
国際私法研究指導					本年度休講
知的財産権法研究指導					本年度休講
労働法研究指導			教授	鎌田耕一	
労災補償法研究指導					本年度休講
経済法研究指導			教授	多田英明	
破産法研究指導			教授	櫻本正樹	

履修方法

- 履修する授業科目は、指導教授の指示を受けて決定すること。
- 指導教授は、主指導教授1名・副指導教授1名の計2名とする。ただし、主指導教授の判断により、副指導教授が2名となる場合がある。「研究指導」は、年度毎に3科目（主指導教授1名・副指導教授2名）を上限として、履修・単位修得（0単位）することができる（各研究指導は、指定された演習において行う）。
- 主指導教授の「研究指導」は、毎年度必ず履修すること。
- 主指導教授が担当する「演習」は、在学中2回（8単位）まで履修・単位修得することができ、かつ修得した単位は修了単位として認められる（「研究指導」と共通して開講されているもので、1科目のみが対象となる）。3回目以降（原級した場合等）の履修・聴講は「自由聴講」扱いとなり、成績および単位は認定されるが、修了要件としては扱わない。
- 上記4.以外の「演習」または「講義」は、同一科目を在学中何回でも履修・単位修得することができるが、この場合、修了単位として認められるのは、最初に修得した成績および単位のみとする。したがって、2度目以降の履修・聴講は、「自由聴講」扱いとなり、成績および単位は認定されるが、修了要件としては扱わない。
- 本表に掲げたものの他、指導教授が教育研究上必要と認めるときは、本学の他研究科・専攻の授業科目および他大学（協定校）の授業科目を10単位まで単位修得することができる（同一名称の科目は1回のみ単位修得することができる）。修得した単位は修了要件の単位に充当する。
- 公務員コースに所属する者は、p.115の内規に従い履修すること。

博士後期課程

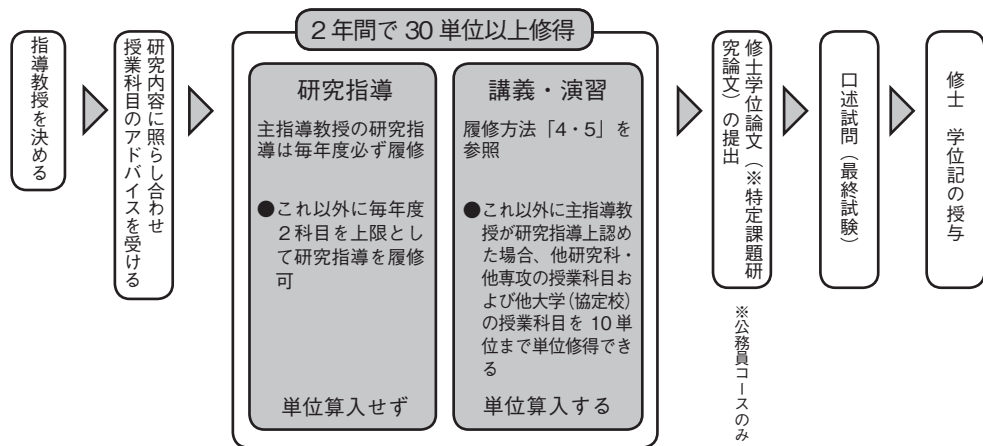
授業科目・研究指導	講義・演習の別	単位	職名	担当教員	備考
民法特殊研究Ⅰ	講義	4	教授	芦野訓和	民法研究指導Ⅰと共通
民法特殊研究Ⅱ	講義	4	教授	熊田裕之	民法研究指導Ⅱと共通
民法特殊演習Ⅰ	演習	4	教授	相川修	民法研究指導Ⅴと共通
民法特殊演習Ⅱ	演習	4			本年度休講
民法特殊演習Ⅲ	演習	4			本年度休講
民法特殊演習Ⅳ	演習	4	教授	橋本昇二	民法研究指導Ⅳと共通
商法特殊研究Ⅰ	講義	4	非常勤講師	周劍龍	
商法特殊研究Ⅱ	講義	4	教授	遠藤喜佳	
商法特殊演習Ⅰ	演習	4	教授	藤村知己	商法研究指導Ⅰと共通
商法特殊演習Ⅱ	演習	4	教授	遠藤喜佳	商法研究指導Ⅱと共通
企業法特殊演習	演習	4			本年度休講
民事訴訟法特殊研究	講義	4			本年度休講
民事訴訟法特殊演習Ⅰ	演習	4			本年度休講
民事訴訟法特殊演習Ⅱ	演習	4	教授	坂本恵三	民事訴訟法研究指導Ⅱと共通
比較法学特殊研究	講義	4			本年度休講
国際私法特殊研究	講義	4			本年度休講
知的財産権法特殊演習	演習	4			本年度休講
労働法特殊演習	演習	4	教授	鎌田耕一	労働法研究指導と共通
経済法特殊演習	演習	4			本年度休講
英米財産法特殊研究	講義	4			本年度休講
倒産法特殊研究	講義	4	教授	櫻本正樹	
民法研究指導Ⅰ			教授	芦野訓和	
民法研究指導Ⅱ			教授	熊田裕之	
民法研究指導Ⅲ					本年度休講
民法研究指導Ⅳ			教授	橋本昇二	
民法研究指導Ⅴ			教授	相川修	
商法研究指導Ⅰ			教授	藤村知己	
商法研究指導Ⅱ			教授	遠藤喜佳	
民事訴訟法研究指導Ⅰ					本年度休講
民事訴訟法研究指導Ⅱ			教授	坂本恵三	
企業法研究指導					本年度休講
国際私法研究指導					本年度休講
知的財産権法研究指導					本年度休講
労働法研究指導			教授	鎌田耕一	
経済法研究指導					本年度休講

履修方法

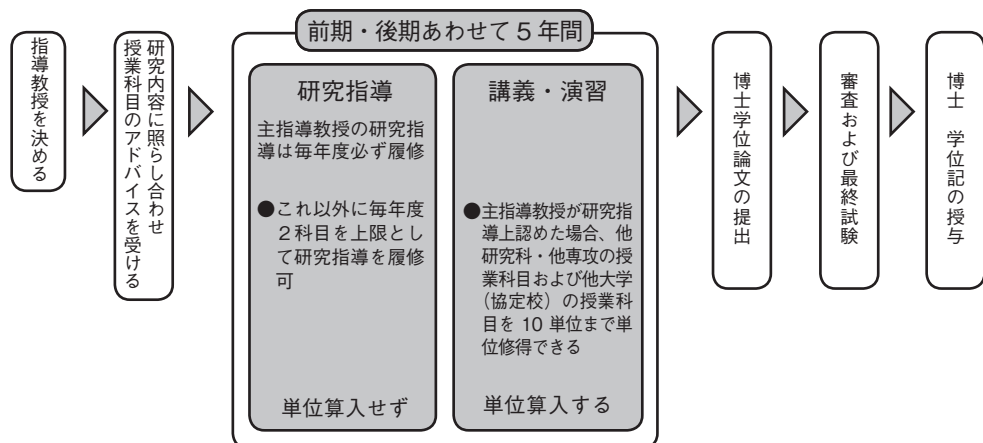
- 履修する授業科目は、指導教授の指示を受けて決定すること。
- 指導教授は、主指導教授1名・副指導教授1名の計2名とする。ただし、主指導教授の判断により、副指導教授が2名となる場合がある。「研究指導」は、年度毎に3科目（主指導教授1名・副指導教授2名）を上限として、履修・単位修得（0単位）することができる（各研究指導は、指定された講義または演習において行う）。
- 主指導教授の「研究指導」は、毎年度必ず履修すること。
- 本表に掲げたものの他、指導教授が教育研究上必要と認めるときは、本学の他研究科・専攻の授業科目および他大学（協定校）の授業科目を10単位まで単位修得することができる（同一名称の科目は1回のみ単位修得することができる）。

公法学専攻

前期課程 履修の流れ



後期課程 履修の流れ



公 法 学 専 攻

博士前期課程

授業科目・研究指導	講義・演習の別	単位	職 名	担当教員	備 考
憲 法 演 習 I	演 習	4			本年度休講
憲 法 演 習 II	演 習	4	教 授	名 雪 健 二	憲法研究指導Ⅱと共通
憲 法 演 習 III	演 習	4	教 授	宮 原 均	憲法研究指導Ⅲと共通
未 成 年 者 保 護 法 演 習	演 習	4			本年度休講
行 政 法 演 習 I	演 習	4			本年度休講
行 政 法 演 習 II	演 習	4	客員教授	森 稔 樹	行政法研究指導Ⅱと共通
行 政 学 演 習	演 習	4	教 授	沼 田 良	行政学研究指導と共通
租 税 法 特 論 I	講 義	4	客員教授	渡 邊 充	
租 税 法 特 論 II	講 義	4	客員教授	渡 邊 充	
租 税 法 演 習	演 習	4	教 授	高 野 幸 大	
社 会 保 障 法 特 論	講 義	4	教 授	上 田 真 理	
刑 法 特 論	講 義	4			本年度休講
刑 法 演 習 I	演 習	4	教 授	萩 原 滋	刑法研究指導Ⅰと共通
刑 法 演 習 II	演 習	4	教 授	武 藤 眞 朗	刑法研究指導Ⅱと共通
刑 事 訴 訟 法 特 論	講 義	4			本年度休講
刑 事 訴 訟 法 演 習	演 習	4	客員教授	川 上 拓 一	刑事訴訟法研究指導と共通
刑 事 政 策 特 論	講 義	4	教 授	武 藤 眞 朗	
法 哲 学 特 論	講 義	4			本年度休講
政 治 学 特 論	講 義	4			本年度休講
政 治 学 演 習	演 習	4	教 授	竹 島 博 之	政治学研究指導と共通
比 較 法 思 想 史 演 習	演 習	4	教 授	後 藤 武 秀	比較法思想史研究指導と共通
国 際 公 法 特 論	講 義	4			本年度休講
国 際 公 法 演 習	演 習	4	教 授	齋 藤 洋	国際公法研究指導と共通
論 文 表 現 法	講 義	4	非常勤講師	浅 海 伸 夫	
外 国 法 (英 法)	講 義	4	教授(兼担)	今 井 雅 子	
外 国 法 (独 法)	講 義	4	教 授	名 雪 健 二	
外 国 法 (仏 法)	講 義	4	非常勤講師(兼担)	矢 澤 昇 治	
法 制 史 特 論	講 義	4	教 授	後 藤 武 秀	
民 法 特 論 III	講 義	4	教授(兼担)	芦 野 訓 和	
英 書 講 読	講 義	4	教授(兼担)	山 下 りえ子	
行 政 法 特 論	講 義	4	非常勤講師	山 下 清 兵 衛	
経 済 原 論 特 論	講 義	4	非常勤講師(兼担)	中 野 宏	
民 法 特 論 II	講 義	4	教授(兼担)	太 矢 一 彦	
民 法 演 習 IV	演 習	4	教授(兼担)	橋 本 昇 二	
商 法 演 習 I	演 習	4	教授(兼担)	藤 村 知 己	
商 法 演 習 II	演 習	4			本年度休講
商 法 演 習 III	演 習	4	教授(兼担)	遠 藤 喜 佳	
民 事 訴 訟 法 演 習 II	演 習	4	教授(兼担)	坂 本 恵 三	

授業科目・研究指導	講義・演習の別	単位	職名	担当教員	備考
憲法研究指導Ⅰ					本年度休講
憲法研究指導Ⅱ			教授	名雪健二	
憲法研究指導Ⅲ			教授	宮原均	
未成年者保護法研究指導					本年度休講
行政法研究指導Ⅰ					本年度休講
行政法研究指導Ⅱ			客員教授	森稔樹	
行政学研究指導			教授	沼田良	
刑法研究指導Ⅰ			教授	萩原滋	
刑法研究指導Ⅱ			教授	武藤眞朗	
刑事訴訟法研究指導			客員教授	川上拓一	
租税法研究指導①			教授	高野幸大	
租税法研究指導②			客員教授	渡邊充	
政治学研究指導			教授	竹島博之	
比較法思想史研究指導			教授	後藤武秀	
国際公法研究指導			教授	齋藤洋	

履修方法

- 履修する授業科目は、指導教授の指示を受けて決定すること。
- 指導教授は、主指導教授1名・副指導教授1名の計2名とする。ただし、主指導教授の判断により、副指導教授が2名となる場合がある。「研究指導」は、年度毎に3科目（主指導教授1名・副指導教授2名）を上限として、履修・単位修得（0単位）することができる。
- 主指導教授の「研究指導」は、毎年度必ず履修すること。
- 主指導教授が担当する「演習」または「講義」は、在学中2回（8単位）までこれを履修・単位修得することができ、かつ修得した単位は修了単位として認められる（「研究指導」と共通して開講されているもので、1科目のみが対象となる。ただし、「租税法演習」「租税法特論Ⅰ」「租税法特論Ⅱ」については、「研究指導」と共通して開講されていないが、この取り扱いの対象となる。また、「租税法特論Ⅰ」「租税法特論Ⅱ」についてはいずれか1科目が対象となる）。3回目以降（原級した場合等）の履修・聴講は「自由聴講」扱いとなり、成績および単位は認定されるが、修了要件としては扱われない。
- 上記4.以外の「演習」または「講義」は、同一科目を在学中何回でも履修・単位修得することができるが、この場合、修了単位として認められるのは、最初に修得した成績および単位のみとする。したがって、2度目以降の履修・聴講は、「自由聴講」扱いとなり、成績および単位は認定されるが、修了要件としては扱われない。
- 本表に掲げたものの他、指導教授が教育研究上必要と認めるときは、本学の他研究科・専攻の授業科目および他大学（協定校）の授業科目を10単位まで単位修得することができる（同一名称の科目については1回のみ単位修得することができる）。修得した単位は修了要件の単位に充当される。
- 公務員コースに所属する者は、p.115の内規に従い履修すること。

博士後期課程

授業科目・研究指導	講義・演習の別	単位	職名	担当教員	備考
憲法特殊研究Ⅰ	演習				本年度休講
憲法特殊研究Ⅱ	演習		教授	名雪健二	憲法研究指導Ⅱと共通
憲法特殊研究Ⅲ	演習		教授	宮原均	憲法研究指導Ⅲと共通
国際公法特殊研究	講義		教授	齋藤洋	国際公法研究指導と共通
政治学特殊研究	演習				本年度休講
比較法思想史特殊研究	講義				本年度休講
法哲学特殊研究	講義				本年度休講
行政法特殊研究Ⅰ	演習				本年度休講
行政法特殊研究Ⅱ	演習				本年度休講
行政学特殊研究	演習				本年度休講
租税法特殊研究	講義		教授	高野幸大	租税法研究指導と共通
社会保障法特殊研究	講義				本年度休講
刑法特殊研究Ⅰ	講義		教授	萩原滋	
刑法特殊研究Ⅱ	演習		教授	武藤眞朗	刑法研究指導と共通
刑事訴訟法特殊研究	演習				本年度休講
刑事政策特殊研究	講義				本年度休講
憲法研究指導Ⅰ					本年度休講
憲法研究指導Ⅱ			教授	名雪健二	
憲法研究指導Ⅲ			教授	宮原均	
国際公法研究指導			教授	齋藤洋	
政治学研究指導					本年度休講
行政法研究指導Ⅰ					本年度休講
行政法研究指導Ⅱ					本年度休講
行政学研究指導					本年度休講
刑法研究指導			教授	武藤眞朗	
刑事訴訟法研究指導					本年度休講
租税法研究指導			教授	高野幸大	

履修方法

- 履修する授業科目は、指導教授の指示を受けてこれを決定すること。
- 指導教授は、主指導教授1名・副指導教授1名の計2名とする。ただし、主指導教授の判断により、副指導教授が2名となる場合がある。「研究指導」は、年度毎に3科目（主指導教授1名・副指導教授2名）を上限として、これを履修・単位修得（0単位）することができる（各研究指導は、指定された講義または演習においてこれを行う）。
- 主指導教授の「研究指導」については、毎年度必ず履修すること。
- 本表に掲げたものの他、指導教授が教育研究上必要と認めるときは、本学の他研究科・専攻の授業科目および他大学（協定校）の授業科目を10単位まで単位修得することができる（同一名称の科目については1回のみ単位修得することができる）。

東洋大学大学院法学研究科公務員コースの単位修得および修了に関する内規

(目的)

第1条 この内規は、東洋大学大学院法学研究科博士前期課程に設けられた公務員コース（以下「本コース」という。）に所属し、修士（法学）の学位取得を目指す者の単位の修得と修了に関する事項を定める。

(コースおよびコース主任)

第2条 本コースは、私法学専攻博士前期課程と公法学専攻博士前期課程に共通コースとして設置する。

2 本コースに所属することを希望する者は、その旨を第一年次5月末日までに届け出なければならない。

3 本コースの運営にあたるために、本コース科目担当者たる法学研究科委員の中から互選によりコース主任1名を選任する。

(単位の修得)

第3条 本コースに所属する者は、この内規の附則2に定める開講科目を履修するようにつとめなければならない。

(指導教員)

第4条 本コースに所属する者は、その所属する私法学専攻または公法学専攻の科目担当教員の中から、主指導教授1名と副指導教授1名をその承諾を得て届け出なければならない。

2 主および副指導教授は、原則として内規附則2に定める科目の担当者であることを要する。

但し、特段の事由があるときは、法学研究科委員会の承認を得て、科目担当者以外の教員を以ってこれに充てることができる。

3 主および副指導教授については、次条第1項本文が定める論文の選択とともに、第一年次の5月末日までにこれを届出なければならない。

(学位論文・特定課題研究論文の提出)

第5条 本コースに所属する者は、東洋大学大学院学則第12条第1項が規定する「特定課題研究論文」の提出を選択することができる。

但し、特定課題研究論文の提出を選択したときは、この論文を以って税理士国家試験免除申請における修士論文とすることはできない。

2 本コースに所属する者が、前項学則第12条第1項が規定する修士論文の提出時にその選択を前項が規定する特定課題論文に変更するとき、もしくはその逆の場合は、現主指導教授の承諾を得て、遅くとも第二年次の5月末日までにその旨を届出なければならない。

この届出にあたっては、論文題目のほか、主および副指導教授も併せて届出を要する。

3 特定課題研究論文は、この内規附則2に掲げる開講科目の中から1科目について提出するものとする。

4 前項の論文は100枚（200字詰原稿用紙以下同じ。）を目途とする。

5 本条第3項の論文については、主指導教授が、副指導教授と協議の上、審査報告書を作成するものとする。

第6条 本内規は在学生にも遡及させて適用させる。但し、第2条第2項の届出はその学年の5月末日までとする。

(特定課題研究論文の取扱い等)

第7条 本コースに所属し、特定課題研究論文の提出を選択した者が提出した論文については、この内規に特別の定めのある場合を除くほか、東洋大学大学院学則および東洋大学学位規則の定めによるものとする。

(特定課題研究論文の保存)

第8条 大学院教務課は、審査の終了した特定課題研究論文を東洋大学大学院学則第12条第1項が定める修士論文と同様に保存しなければならない。

(改正手続)

第9条 この内規の改正は、法学研究科委員会の承認を得ることを要する。

附則

1 この内規は平成16年度入学者および在学生から適用する。

2 内規第3条が規定する開講科目は、下記のとおりとする。

但し、受験を目指す試験の関係で下記の科目以外が必要となる場合は、法学研究科長の許可を得て、コース科目に編入することができる。

	科目名	開講科目名	単位
公務員 コース 科目一 覧	憲法	憲法演習Ⅰ／憲法演習Ⅱ／憲法演習Ⅲ	4
	民法	民法特論Ⅲ	4
	行政法	行政法特論	4
	経済原論	経済原論特論	4
	商法	商法演習Ⅰ／商法演習Ⅱ／商法演習Ⅲ	4
	刑法	刑法演習Ⅰ／刑法演習Ⅱ	4
	行政学	行政学演習	4
	政治学	政治学演習／政治学特論	4

公務員コース前期課程修了試験取扱い要領

東洋大学大学院法学研究科公務員コース博士前期課程の修了試験は、以下のような取扱いによるものとする。

1. 公務員コース（以下本コースという）に在籍する院生のうち、特定課題論文の提出を選択した者の前期課程修了試験については、この取扱い要領を適用する。
 2. 本コース在籍者のうち、特定課題論文の提出を選択した者は、次の（1）または（2）のいずれかを選択して、その旨を大学院教務課に届出なければならない。
 - （1）5科目選択
内規第3条が掲げる5科目につき出題された課題問題につき、各科目2000字以上の論文を提出する。問題の出題時期は各科目担当教員がこれを適宜定める。
なお、論文題目は私法学専攻については「私法と公法における諸問題」とし、公法学専攻については「公法と私法における諸問題」とする。
 - （2）1科目選択
内規第3条が掲げる開講科目の中から1科目を選択し、指導教授の指導によりテーマを決定して、そのテーマにつき、100枚（200字詰原稿用紙）を目途とする課題論文を提出する。
 3. 前記2の定める論文の提出は、一般院生の修士論文の提出時期と同様とする。
 4. 特定課題論文を提出した本コースの在籍者のうち、前記2の（2）の者については、口述試験は一般コースの院生の口述試験に準じてこれを行い、前記2の（1）の者に対する口述試験は、2～3科目担当の出題者によって行う。
- ※2の（1）及至（2）の科目については内規参照